

福岡市中高生の居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市中高生の居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域における若者の居場所づくり事業（以下「事業」という。）を促進するため、事業の実施に要する経費に対し助成することにより、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業は、地域で中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる「若者の居場所」づくりを行う事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福岡市内で開設している又は開設予定である。
 - (2) 利用者が中高生を中心とした若者である。
 - (3) 事業の目的が、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成である。
 - (4) 宗教または政治活動、営利を目的としない。
 - (5) 開設頻度は、月1回以上である。
 - (6) 開設時間は、1回あたり概ね3時間以上である。
 - (7) 開設時間においては、常駐できる責任者を配置している。
 - (8) 前号に定める責任者と別に、利用者の相談相手及び活動の補助等ができるスタッフを1名以上確保し、配置している。
- 2 前項第5号に定める開設頻度は、前項に定める事業が特定の場所において定期的で開催される頻度のことをいう。ただし、団体主催の企画イベントや地域などで開催されるイベントへの参加についても、定期開催の1回に加えることができる。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、前条第1項に定める事業を実施する団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 定款・規約等を備えている。
- (2) 当事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる。
- (3) 団体の構成人員が5人以上である。
- (4) 宗教または政治を目的とするものでない。
- (5) 団体の活動内容が公序良俗に反するものでない。
- (6) 本市の市税に係る徴収金を滞納していない。

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費は、若者の居場所の開設及び事業実施に要する経費で、別表1に定めるものとする。ただし、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

(備品の購入・管理)

- 第6条 別表1アに定める備品購入費に該当する備品のうち、市長が補助対象とすることが適当でない判断するものは、補助対象外とする。なお、備品に該当しない場合であっても、その他市長が備品と定めることが適当と判断するものについては、備品として取り扱うものとする。
- 2 備品購入費の交付を受けようとする団体は、その内訳について、補助金交付事務担当課と事前に協議を行い、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の規定に基づき、事前協議の承認を担当課から受け、備品を購入した団体（以下「備品購入団体」という。）は、購入した備品名、型式及び購入日等を記載した備品台帳を作成しなければならない。
 - 4 備品購入団体は、前項に定める備品台帳に記載された備品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、購入から2年以内に、当該団体の故意又は過失により備品が滅失し、若しくは棄損した時は、その旨を補助金交付事務担当課へ届け出なければならない。

(補助金の金額)

- 第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号で定める金額とする。
- (1) 若者の居場所の開設に対する補助については、別表1アに掲げる経費を対象とし、10万円を上限とする。
 - (2) 事業実施に対する補助については、別表1イに掲げる経費を対象とし、上限額は開設頻度に応じ、別表3に定めるとおりとする。
 - (3) ひと月の事業実施回数が、事業計画書において定めた開催頻度に満たない月がある場合は、当該月ごとに前号に定める上限額から別表4に定める額を減じるものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
 - (4) 補助額は、前各号で定める上限額又は補助対象経費の実費のいずれか低い額とする。
 - (5) 補助金額の千円未満の額は切り捨てとする。
- 2 前項第1号で定める補助については、新たに若者の居場所を開設する団体に限り補助対象とする。ただし、既に若者の居場所を開設中の団体のうち、交付申請時に若者の居場所が開設されている建物から別の建物へ移転する団体に限り、補助の交付を受けることができる。
- 3 別表3に定める上限額について、補助金の交付額は、申請日の属する月以降の事業実施月数による月割計算で限度額を定める。

(補助期間等)

- 第8条 補助期間は最大で4年間とする。ただし、既に若者の居場所を開設中の団体については、最大で3年間とする。
- 2 補助対象団体が居場所において、体験活動、文化・スポーツ活動、学習支援などを通じて生活習慣、コミュニケーション能力、自主性・自立性、社会性などを高めることができるような取り組みを実施し、若者の健全育成や自己形成を支援する場合は、前項で定める期間が終了した後も、新たに補助金の交付を申請することができることとする。この場合の補助期間は前項で定める期間に加え最大4年間とする。
 - 3 補助対象期間は、申請日から当該申請日の属する年度の3月31日までとする。
 - 4 本補助金の交付対象者は、公募により募集する。

(補助金の交付申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、福岡市中高生の居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業資金計画書
- (4) 実施団体の定款又は規約及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書

2 前条第2項により補助金の交付を受けようとする申請団体は、前項の書類に加え、「若者支援に関する取組み」を作成し提出するものとする。

3 申請団体は、前項に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(暴力団の排除)

第10条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に定める排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に定める暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助団体（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市中高生の居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって通知する。

2 市長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付決定通知

を受けた後において、事業の内容を変更する場合は、福岡市中高生の居場所づくり事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の中止・廃止）

第13条 補助団体は、補助金交付の決定通知を受けた後において、事業を中止又は廃止する場合は、福岡市中高生の居場所づくり事業中止・廃止申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（関係書類の整備）

第14条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（実績報告）

第15条 補助団体は、事業が完了したときは、福岡市中高生の居場所づくり事業実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる事項を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支報告書
- (3) 領収書及び納品書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第9条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第9条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）に添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、事業の完了の報告を受けた場合、福岡市中高生の居場所づくり事業実績調査確認書（様式第7号）をもって調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市中高生の居場所づくり事業補助金確定通知書（様式第8号）をもって通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

1 この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

2 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

1 この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

2 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

1 この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(同一団体の補助期間の限度に関する特例)

2 令和 6 年 4 月 1 日以降、当分の間、第 8 条第 2 項の補助期間の限度に係る規定は適用しない。

別表1 補助対象経費

ア 開設経費

費目	内容等	上限額
工事請負費	建物の改修・増築に係る経費。ただし、事業実施に最低限必要な経費に限る。	10万円
備品購入費A	備品（価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上もの）の購入経費。ただし、事業実施のために最低限必要で、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図るために必要と認められる経費に限る。	
備品購入費B	備品（別表2に定めるもの）	

イ 事業経費

費目	内容等	上限額
会場費A	居場所を開設する会場等の賃借料、会場借上料等。ただし、自宅（責任者に限らずスタッフの自宅を含む。）や他の事業に使用するための経費を除く。	別表3による
会場費B	会場費Aの対象とは異なる会場等を一時的に使用するための賃借料、会場借上料等	
光熱水費	事業に利用した電気・ガス・水道代等。ただし、自宅（責任者に限らずスタッフの自宅を含む。）や他の事業に使用するための経費を除く。	
印刷費	居場所の宣伝のためチラシ、ポスター、その他資料等の印刷費	
消耗品費	消耗品（価格が1万円未満のもので、備品を除く。）の購入経費	
備品購入費B	備品（別表2に定めるもの）	
材料費	調理に要する食材、工作・手芸の材料等の購入経費。ただし、事業実施に最低限必要な経費に限る。	
会議食糧費	事業に伴う会議、研修等のための茶菓代。ただし、1人1回当たり200円を上限とし、会食代、スタッフの飲食代を除く。	
交通費A	スタッフの自宅から事業実施場所までの交通費。ただし、1人1日当たり2,619円を上限とする。	
交通費B	居場所の事業に関連した研修、勉強会等に係る交通費。ただし、ガソリン等の燃料代を除く。	
傷害保険料	利用者を対象とし、かつ、死亡・後遺障害、入院及び通院を保障する保険料。ただし、責任者及びスタッフのみを対象とする保険を除く。	
通信費	事業に利用する電話代及び郵便切手代	

別表2 価格が1万円未満であっても備品と定義するもの

物 品 名
書籍類
トランプ等のカードゲーム類
オセロ、将棋等のボードゲーム類
バレーボール、卓球のラケット等のスポーツ用品
机、いす、棚、カーペット等の家具類
活動に必要な家電類
活動に必要な器具類（紙皿等の繰り返し使用できないものを除く）

別表3 補助金の上限額

区 分	常 設	週 1 回以上	月 2 回以上	月 1 回
賃借料又は会場借上料を対象経費とする団体	300,000 円	180,000 円	100,000 円	50,000 円
賃借料又は会場借上料を対象経費としない団体	210,000 円	90,000 円	60,000 円	30,000 円

別表4 補助金の上限額から減じる額

開催頻度(計画)		実施頻度			
		週 1 回以上	月 2 回以上	月 1 回	月 0 回
賃借料又は会場借上料を対象経費とする団体	常設	10,000 円	16,000 円	20,000 円	25,000 円
	週 1 回以上		6,000 円	10,000 円	15,000 円
	月 2 回以上			4,000 円	8,000 円
	月 1 回				4,000 円
賃借料又は会場借上料を対象経費としない団体	常設	10,000 円	12,000 円	15,000 円	17,000 円
	週 1 回以上		2,000 円	5,000 円	7,000 円
	月 2 回以上			2,000 円	5,000 円
	月 1 回				2,000 円